

国务院「三定規定」の徹底実施及び
中央機構編制委員会弁公室の関連解釈による、
オンラインゲーム事前審査及び
オンラインゲーム輸入審査管理強化に関する通知

2009年9月28日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国務院「三定規定」の徹底実施及び中央機構編制委員会弁公室の関連解釈による、オンラインゲーム事前審査及びオンラインゲーム輸入審査管理強化に関する通知

2009年9月28日
新出聯[2009]13号

新聞出版総署
国家版權局
全国「掃黄打非」事業指導グループ弁公室

各省、自治区、直轄市の新聞出版局（版權局）及び「掃黄打非（ポルノ・違法出版物の一扫）」事業指導グループ、新疆生産建設兵団新聞出版局（版權局）及び「掃黄打非」事業指導グループ弁公室、解放軍総政治部宣伝部新聞出版局（版權局）各位：

2008年7月11日、国務院弁公庁は「国家新聞出版総署（国家版權局）主要職責、内設機構及び人員編成に関する規定の印刷配布に関する通知」（国弁発[2008]90号、以下「三定規定」と略称）を發表し、2009年9月7日、中央編弁は「中央編弁による文化部、広電総局、新聞出版総署に対する『三定』規定におけるアニメーション、オンラインゲーム及び文化市場総合法執行の一部条文に関する解釈」の通知（中央編弁発[2009]35号、以下「『三定』解釈」と略称）を發表、これは長期に亘りオンラインゲーム管理に存在する自己審査、重複審査の問題に対して、そして新聞出版総署による法に基づくオンラインゲームの審査管理職責の履行、オンラインゲーム内容の厳格な管理、オンラインゲーム開発の指導、オンラインゲーム管理の規範化にとって重要な意義をもつものである。

中央及び国務院の決定を徹底し、国務院「インターネット情報サービス管理弁法」及び「出版管理条例」、中央宣伝部など六部委の「文化的製品の輸入管理強化に関する弁法」（中宣発[2005]15号）、文化部、国家広電総局、新聞出版総署、国家發展改革委員会、商務部の「文化分野における外資導入に関する若干意見」（文弁発[2005]19号）、及び国務院「三定規定」、中央編弁「三定解釈」に基づき、オンラインゲーム事前審査及び輸入オンラインゲーム審査管理を強化するため、以下のように通知する。

一、本「通知」におけるオンラインゲームとは、全てのインターネット（インターネット回線及び移動通信ネットワーク等を含む）を通じて公衆がオンラインで交互に使用する或いはダウンロードするインターネットゲーム作品を指し、主に、多人数同時参加型オンラインRPG（MMORPG）、ウェブゲーム、カジュアルゲーム、シングルプレイゲーム等のオンラインダウンロード、オンライン機能を具備するゲーム、オンライン対戦ゲームプラットフォーム、携帯電話ネットワークゲームを指す（但し以上に限るわけではない）。

輸入オンラインゲームとは、国外著作権者の授權を経たオンラインゲーム作品を指す。

二、オンラインゲームの内容を、インターネットを通じてオンラインにおけるインタラクティブ配信またはダウンロード等運営サービスとして公衆に提供することは、インターネット出版行為に当たり、国家法規に厳格に基づき事前審査を履行しなければならない。

新聞出版総署は中央及び国务院が授権した唯一のオンラインゲーム事前審査を担当する政府部門である。

新聞出版総署の事前審査を通過せず、オンラインゲーム経営範囲内のインターネット出版許可証を取得した場合、いかなる機構又は個人もオンラインゲーム運営サービスを行ってはならない。さもなければ、新聞出版管理部門が法に基づきこれを取り締まると同時に、電信管理部門へ通知し対応する付加価値電信業務経営許可証を取り消し、工商行政管理部門へ通知し法に基づき登記の変更あるいは登記の取消を行うものとする。

新聞出版総署による事前審査を通過していないオンラインゲームについては、一律インターネット接続を禁じ、電信運営企業もこれにインターネット接続サービスの提供を行ってはならない。新聞出版総署の事前審査を通過したオンラインゲームは、接続を許可し、いかなる部門も重複審査を行わない。文化、電信等管理部門は、新聞出版総署の事前審査内容に基づき、厳格に管理しなければならない。

新聞出版総署によるオンライン運営の事前審査を通過していない、または審査後に勝手に内容を改変したオンラインゲームについては、新聞出版総署が関連の地方新聞出版管理部門へ通知し、そのサービス運営停止を命令し、また法に基づき調査、処罰を行う。

三、新聞出版総署は輸入オンラインゲームの審査を担当する。中国国内で運営される輸入オンラインゲームは事前に著作権者の授権を取得し、著作権認証手続きを行い、取得した著作権行政管理部門が発行する「著作権契約登記許可」を提示し、運営単位が所在地省級新聞出版局へ申告し、省級新聞出版局審査の同意を経た後、新聞出版総署に対して審査を申請する。

新聞出版総署の審査を通過していないにもかかわらず、中国国内で輸入オンラインゲーム運営サービスを勝手に提供した場合、または国外オンラインゲームが中国国内で運営普及サービスを提供した場合、新聞出版総署は関連地方新聞出版管理部門へ通知し、法に基づいてこれを取り締まり、その運営を停止し、電信管理部門に通知しそのインターネット接続サービスを取り消し、関連サイトを閉鎖するものとする。

国外著作権者の合法的な授権を経ない輸入オンラインゲームの運営は、海賊版による権利侵害行為にあたり、国家版權局は電信、工商等管理部門とともに、「中華人民共和国著作権法」、及び国务院「情報ネットワーク伝播権保護条例」等法律法規に基づき、提訴、調査、処罰を行うものとする。犯罪の嫌疑があるものは公安機関へ移送し、法に基づき刑事責任を追究するものとする。

四、外国企業の独資、合資、合作等方式による中国国内におけるオンラインゲーム運営サービスへの投資、従事を禁止する。また、外国企業は別の合資会社設立、関連の合意締結、または技術サポートの提供等間接的な方法で国内企業のオンラインゲーム運営業務を実質的に管理したり、同運営業務に参加してはならない。さらに、ユーザー登録、アカウント管理、定額課金制等を直接導入することにより、外国企業が実際にオンラインゲーム、対戦プラットフォーム等を管理したり、またはその所有権を持ち、形を変えてオンラインゲーム運営業務を管理したり、同運営業務に参加することも禁止する。規定に違反した場合、新聞出版総署は国家の関連部門と共に法に基づき調査、処罰を行い、情状が重大なものに対しては関連の許可証を取り上げ、登記を取り消すものとする。

五、新聞出版総署の事前審査または輸入審査を通過したオンラインゲームが運営単位を変更する場合、新たに事前審査または輸入審査の手続きを行い、運営単位変更日から改めて

許可が下りるまでの期間、一切のオンラインゲームの運営サービスを停止しなければならない。違反した場合、違法インターネット出版として処理するものとする。

六、新聞出版総署の事前審査または輸入審査を通過したオンラインゲームが、新しいバージョン、新しい資料を追加する、または内容を更新する場合、新たに事前審査または輸入審査の手続を行わなければならない。新聞出版総署の事前審査または輸入審査を通過せずに、勝手に新しいバージョン、新しい資料を追加した、または内容を更新した場合、新聞出版総署は、もとの事前審査または輸入審査文書を取り消し、関連地方新聞出版管理部門へ通知し、法に基づきその運営サービスの停止を命令し、違法インターネット出版として調査、処罰するものとする。勝手に新しいバージョン、新しい資料を追加または内容を更新し、かつ追加または更新した内容に違法性が存在する場合、改めて処理を行い、電信管理部門へ通知し関連接続サービスを取り消し、サイトを閉鎖する。

各地方新聞出版、版權、「掃黃打非」事業部門は、本通知を受け取った後、速やかに本通知を当地各関連管理部門、企業へ転送し、また 10 月には全体協力のもとオンラインゲーム及び運営サービスの審査について全面的な整備を展開し、違法問題については、法に基づき厳格に調査、処罰を行わなければならない。

以上